

○令和7年度及び令和8年度の先端教学推進機構における機構長の指名範囲に関する特別措置について

（令和7年3月27日）
学 長 決 定

令和7年度及び令和8年度の先端教学推進機構における機構長の指名範囲に関する特別措置について

（趣旨）

- 1 この決定は、先端教学推進機構規程（令和4年法人規程第58号。以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度の先端教学推進機構における機構長の指名範囲に関し、必要な事項を定めるものとする。

（機構長）

- 2 規程第5条の規定により学長が指名する機構長の範囲に、特命教授を加えることができるものとする。

（規程との関係）

- 3 この決定に定めのない事項については、規程の定めるところによる。

附 記

この決定は、令和7年4月1日から実施する。